

令和5年8月

◆農地バンクに関する質問

Q1 農地バンクは所有地を貸したい人を受け付けてくれるのか

(回答)

令和5年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことに伴い、農地中間管理事業は地域計画の達成に資することとされ、農地中間管理事業の契約内容と地域計画の内容は一致しなければいけなくなりました。そのため、農地バンクへの農地所有者のみの申込みのみでは、受け付けることはできません。

Q2 6年以上の契約（地域集積協力金6年以上貸借が要件）とのことだが途中で貸せなくなったらどうなるのか

(回答)

農地バンクとの契約期間については、原則10年以上としております。ただし、農地所有者と耕作者との調整の中でやむを得ない事情があれば5年以上の契約も可としております。

なお、契約期間中にやむを得ない理由で農地を返還して欲しい場合は、農地所有者・農地バンク・耕作者の3者で合意解約ができれば、契約期間中でも農地を返還することができます。この場合、解約手数料として1契約当たり6,000円徴収させていただきます。そのため、名義変更（生前贈与など）等の予定がある場合は、あらかじめ手続きを行ったうえで契約するのが望ましいです。

また、合意解約により、機構集積協力金の交付要件（農地バンクとの貸借期間が地域集積協力金・集約化奨励金は6年以上、経営転換協力金は10年以上）を満たさなくなった場合には、補助金返還となる場合がありますのでご留意願います。

Q3 農地バンクを介して、自己所有地を借り受けることは出来るのか

(回答)

制度上、契約は可能です。ただし、地域計画と整合を図る必要があります。

Q4 農地バンクは借りる人を斡旋(あっせん)してくれないのか

(回答)

上記Q1の回答と同様。なお、地域計画策定に向けて、浪江町・浪江町農業委員会・JA福島さくら・官民合同チーム、農地バンクと共に地域をサポートします。

Q5 具体的な農地バンクへ預けるスケジュール、手続きはどのようになるのか  
(回答)

町が地域計画を策定（農地1筆毎に耕作者を特定）し、その内容を基に機構と町が連携し、農地中間管理事業の契約手続きを行います。農地バンクへの申出から契約まで、早くて3~4ヵ月の期間を要します。

機構が賃借料の精算事務（担い手11/20引落、所有者12/15振込）を行いますが、契約初年度の精算事務は8月までに契約したものに限り、9月以降契約したものは次年度より精算事務を行うこととなります。

なお、農地中間管理事業にて貸借契約を結ぶ場合は、福島県営農再開支援事業の管理耕作に係る特定農作業受委託契約については解約する必要がある、事業移行にあたってはJAと機構で説明を行っていきます。

Q6 農地バンクに預ける税制上のメリットはあるか  
(回答)

所有する全農地をまとめて農地バンクに貸した場合には、固定資産税の軽減措置（1/2）の対象となります。当該措置に係る期間は、農地バンクとの貸付期間が10年以上15年未満の場合は3年間、15年以上の場合は5年間です。なお、10アール未満の自作地は残すことができます。対象地は農業振興地域内の農地に限ります。

また、贈与税又は相続税の猶予を受けている方については、農地バンクと契約することにより猶予が継続されます。